

特定公益増進法人に対する寄付金に係る 税制上の優遇措置について

●個人の場合

・所得税の控除について

個人からいただきました寄付金につきましては、所得税の寄付金控除の措置を受けることができます。※別紙「個人の寄付金控除について」をご参照ください。

翌年の確定申告期間（通常は2月～3月）に、本法人発行の「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(写)」あるいは「税額控除に係る証明書(写)」を申告書に添付して、所轄の税務署に提出して下さい。

・住民税の控除について

寄付金税額控除の控除対象寄付金として条例により指定している都道府県・市区町村にお住いの個人の方は、本法人に対して2,000円を超える寄付を行った場合、住民税の寄付金控除を受けることができます。

詳しくは住所地の各市区町村の税務担当課へお問い合わせください。

●法人の場合

特定寄付金として、一般の寄付金とは別枠で、次により計算した金額以内の金額は損金に算入できます。申告の際に、寄付金の額及び明細を記載した書類を添付し、本法人発行の「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(写)」を保管しておく必要があります。

特別損金算入限度額の計算方法

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

※資本等の金額とは、資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいいます。

●証明書の有効期限

・税額控除に係る証明書(写)及び寄付金受領書は、発効日から5年間有効です。

≪2016(平成28)年11月17日(発効日)～2021(平成33)年11月16日≫

・特定公益増進法人証明書(写)及び寄付金受領書は、発効日から5年間有効です。

≪2014(平成26)年2月1日(発効日)～2019(平成31)年1月31日≫

学校法人 八戸工業大学